

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成29年3月21日

露木・赤澤法律事務所  
弁護士 露木 琢磨 殿

自動車局貨物課長

平成29年2月21日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、当該運送が複合機の設置業務の委託契約に基づくものであり、運送距離に応じて金額が変動するものではない場合、A社の主たる業務である設置業務に付帯して行われる行為であるものと解することができることから、照会法令（貨物自動車運送事業法第3条）の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。

ただし、このような行為であっても、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととしている。